

後期高齢者医療制度 保険料率の見直し

医療保険

information

□保険料率が変わりました

被保険者の皆さまにお支払いいただく保険料は、2年ごとに定める保険料率をもとに決めることとなっています。平成30・31年度の新しい保険料率は次のとおりです。

	平成28・29年度	平成30・31年度
均等割 (被保険者が等しく負担)	年間 49,809円	年間 50,205円 (396円増)
所得割 (被保険者の所得に応じて負担)	年間 10.51%	年間 10.59% (0.08ポイント増)
賦課限度額 (1年間の保険料の上限額)	年間 57万円	年間 62万円 (5万円増)

制度・保険料率の
問合せ
北海道後期高齢者
医療広域連合
☎ 011-290-5601

その他の問合せ
国保賦課徴収係
☎ 32-2214

●保険料額の計算方法(平成30年度)

均等割 【1人あたりの額】 50,205円	+	所得割 【被保険者本人の所得に応じた額】 (29年中の所得-33万円)× 10.59%	=	1年間の保険料 【限度額 62万円 】 100円未満切り捨て
---	---	---	---	--

- 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割りで計算します。

□保険料の軽減について(平成30年度)

●均等割2割軽減・5割軽減の範囲が見直しとなりました

軽減割合	所得が次の金額以下の世帯(平成30年度)	年間の均等割額	前年度比
9割軽減	33万円かつ被保険者全員が所得0円 (年金収入のみの場合、受給額80万円以下)	5,020円	約100円増
8.5割軽減	33万円	7,530円	約100円増
5割軽減	33万円+(27万5千円×世帯の被保険者数) 【↑平成29年度の27万円から見直し】	25,102円	約200円増
2割軽減	33万円+(50万円×世帯の被保険者数) 【↑平成29年度の49万円から見直し】	40,164円	約300円増

- 軽減は、被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。
- 被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。
- 昭和28年1月1日以前に生まれた方の公的年金などにかかる所得については、さらに15万円を引いた額で判定します。

●被用者保険の被扶養者だった方の軽減割合が見直しとなりました

後期高齢者医療制度に加入したとき、被用者保険(いわゆるサラリーマンの健康保険)の被扶養者だった方は、負担軽減のための特例措置として所得割がかからず、**均等割が5割軽減**となります。

【平成29年度は7割軽減➡平成30年度は5割軽減に見直し】

なお、所得の状況により、均等割の軽減割合が9割、または8.5割に該当することがあります。

●所得割の軽減が見直しとなりました

所得割については、一定の所得以下の方への**軽減はありません**。

【平成29年度は2割軽減➡平成30年度は「軽減なし」に見直し】

Yahoo! インターネットオークションで 土地を公売します

不動産(土地)北文京町
300㎡超・土地4筆

所在地 北文京町2丁目1番地4・
5・6・13(土地4筆)

参加申込期間 5月25日(金)～6月11日(月)

入札期間 6月18日(月)～6月25日(月)



公売する北文京町の土地

現在公売中の物件の確認と結果については
<https://koubai.auctions.yahoo.co.jp/> で公開しています。

納期限に遅れる方はご相談ください

納期限までに納付できない方は各
収納担当係の窓口にご相談ください。
たび重なる督促や催告を放置してい
ると、延滞金が加算されていきます。
また、納付の意思が見られない場合
は、財産を調査して差押えをします。



自動車の差押さえ(タイヤロック)

悪質な滞納者とみなされると、さま
ざまな行政サービスの制限を受ける
ことがありますのでご注意ください。

窓口で滞納を減らすための納付計
画について相談を受けていますが、
一部の方は「その場しのぎの計画」を
立てていくため、数カ月後にはまた
納付が滞ってしまうことがあります。
窓口では、どのような事情で納付が
遅れてしまうのか詳しく伺います。

滞納額を早めに減らすための具体
的な計画を考えていきましょう。

国民年金保険料「後納制度」

過去5年分まで納められます

「後納制度」とは、時効で納めるこ
とができなかった国民年金保険料を、
平成27年10月から平成30年9月ま
での3年間に限り、過去5年分まで納
めることができる制度です。

後納制度を利用することで、将来
の年金額が増えたり、納付した期間
が不足して年金を受給できなかった
方が年金受給資格を得られたりする
場合があります。

後納制度が利用できる方

- ①20歳以上60歳未満の方で、5年以
内に納め忘れの期間(納付・免除以
外)や未加入期間がある方。
 - ②60歳以上65歳未満の方で、上記①
の期間のほか任意加入中に納め忘
れの期間がある方。
 - ③65歳以上の方で、老齢年金の受給
資格がなく任意加入中の方。
- *60歳以上で老齢基礎年金を受け取っ
ている方は申し込みできません。

詳しくは、ねんきん加入者ダイヤル☎0570-003-004
または年金事務所にお問い合わせください。

市税等 収納向上 information

問合せ
納税係 ☎32-2219

今月の納付

納期限	● 介 護 保 険 料	● 市 道 民 税
7月2日(月)まで	2期	1期

年 金 information

問合せ
戸籍年金係
☎ 32-1823
砂川年金事務所
☎ 52-2144